

## 国際協力銀行「新環境ガイドライン（案）」に対する主なご意見について

### 目次

	ページ
1. <a href="#">総論</a>	2～7
2. <a href="#">本行の環境配慮確認にかかる基本方針（第1部1.）について</a>	8～11
3. <a href="#">環境配慮確認にかかる基本的考え方（第1部3.）について</a>	12～14
4. <a href="#">環境配慮確認手続き（第1部4.）について</a>	15～21
5. <a href="#">本行の環境配慮確認にかかる情報公開（第1部5.）について</a>	22～25
6. <a href="#">意思決定、融資契約等への反映（第1部6.）について</a>	26～27
7. <a href="#">ガイドラインの適切な実施・遵守の確保（第1部7.）について</a>	28
8. <a href="#">ガイドラインの適用及び見直し（第1部8.）について</a>	29～31
9. <a href="#">第2部について</a>	32～35

【 1 . 総論】

[「目次に戻る」](#)

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>環境ガイドライン（案）の内容に完全に満足しているわけではないが、完全に透明で独立したプロセスによって、真剣で中身の濃い議論を行われたことを高く評価している。</p>	<p>「国際協力銀行の環境ガイドライン統合に係る研究会」、「フォローアップ委員会」や「パブリック・コンサルテーション・フォーラム」の場で、学識経験者、NGO、産業界、国会議員、関連省庁の方々から多くの有益なご意見を頂いたことに感謝致します。また、パブリックコメント募集に応じ、貴重なご意見をお寄せ頂いた方々にも感謝申し上げます。</p>
2	<p>JBIC は国際的によい仕事をしているが、スタッフ数など制約条件があり、全ての業務で 100 点は取れない。皆様の忌憚のない意見は貴重だが、外の方が一方的に述べることだけが、大きく取り上げられても問題の解決に直結しない。むしろ、民間企業が行っているように、JBIC 担当者が毎日の業務で感じたことを、改善提案、軌道修正など自由にできる仕組みがあれば、期待が持てる。JBIC の管理体制に自由度を与えることが肝要。</p>	<p>ご指摘のように、限られた資源を有効に活用し、優先度の高い業務を迅速かつ効果的に実施することが大切だと考えています。同時に、外部の方々の意見を十分伺いながら本行としての意思決定を行うことも必要であり、今回の新環境ガイドライン案の策定においては、外部の方々との意見交換は大変有益であったと考えております。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際的な場で、国際協力銀行が環境ガイドラインに基づく取り組みを積極的に情報発信すべき</li> <li>● JBIC のガイドラインと他国のガイドラインが異なる場合には、他国のガイドラインを JBIC のガイドラインに合わせるように他国に働きかけるべき</li> </ul>	<p>本行としましても、皆様のご意見を踏まえ作成された本新環境ガイドライン案の考え方を広めて行くため、OECD や UNEP 等国際的会議や借入国との協議の場等を通じて積極的に本新環境ガイドライン案を説明、情報発信を行う所存です。特に借入国（人）側への説明については本邦輸出者からの要請もあり、積極的に取組みたいと考えております。</p> <p>また OECD コモンアプローチについては引続き協議予定であることより、本行としても積極的に説明、貢献していきたいと考えています。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国企業の国際競争力維持に配慮すべき（同旨ご意見複数）</li> <li>● OECD のコモンアプローチにおいてはカテゴリ A につき E I A の提出が義務付けられていないことから柔軟な対応が可能となるようにすべき</li> </ul>	<p>環境の維持と両立した持続的な事業の達成は重要な課題であり、我が国企業の海外活動の金融面からの支援と環境への配慮を両立させることは、本新環境ガイドライン案策定にあたり本行が最も重視した点の一つです。OECD のコモンアプローチでも、公的輸出信用政策と環境保護政策との一貫性が謳われており、我が国企業の対外経済活動を政策目的の一つとする政策金融機関として適切な環境配慮を確保するとの前提</p>

		<p>として適切な環境配慮を確保するとの前提の下、商業上の秘密等への配慮等我が国企業の競争力には十分配慮した内容になっていると考えております。</p> <p>カテゴリAプロジェクトについての環境アセスメント報告書提出の義務付けについては、現行の国際金融等業務および経済協力業務とも提出を義務付けており、新環境ガイドライン案でも必要と考えております。</p>
5	J B I C が求める環境にかかる情報がスムーズに入手できるよう積極的な支援を講じるべき	<p>これまでも本行は、環境に係る情報の入手のため、円借款につき SAF を活用して環境の補足調査を行って参りました。新環境ガイドライン下においても、例えば円借款では環境アセスメント報告書の作成につき SAF を活用して支援する等、本行として環境配慮確認に必要な情報が入手できるようにしていきたいと考えております。</p>
6	環境ガイドライン導入に当たっても、審査の迅速化に努めるべき	<p>本行による環境配慮確認においてもセクターやプロジェクトの性格・内容に応じて十分に確認することが必要ですが、一方でプロジェクトの進展を本行の事務処理の遅れにより妨げることは避けなければなりません。特に民間企業の行う事業を支援する場合には留意が必要です。</p> <p>本行は十分な環境配慮確認を確保しつつ迅速化を図るため次のような工夫を考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) スクリーニングを行うことにより環境への影響が重大である可能性のあるプロジェクトを特定化し、こうしたプロジェクトに対してはより詳細な環境配慮確認を行う</li> <li>2) 借入人等への質問事項をまとめたスクリーニングフォーム、及びセクター毎に確認すべき項目を列挙したチェックリストの活用</li> <li>3) 協調融資を行う他金融機関、輸出信用機関等との情報共有、意見交換</li> <li>4) プロジェクトの性格・内容に応じて特定分野の外部専門家の活用</li> </ol>
7	輸出信用の部分については N E X I のガイドラインに一本化すべき	<p>本行は輸出金融、投資金融、輸入金融、アンタイドローン、円借款と多様な金融メニューをもって途上国等で行なわれるプロジェクトを支援しています。金融種類は異</p>

		<p>なっても政府機関として本行がプロジェクトに求める環境配慮は基本的には変えるべきではないと考えております。</p> <p>一方でNEXI環境ガイドライン、本行環境ガイドラインともにOECDのコモンアプローチを踏まえているという点では共通であり、またその中で輸出信用機関間の情報共有も奨励されていることより、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 借入人等への質問事項をまとめたスクリーニングフォーム、及びセクター毎に確認すべき項目を列挙したチェックリストの共通化</li> <li>2) 情報共有</li> <li>3) 現地調査ミッションの同時派遣</li> <li>4) 環境レビュー結果に関する意見交換</li> </ol> <p>等を行うことにより、輸出金融ご利用の皆様にJBICとNEXIで環境配慮確認が重複しないよう工夫することを検討していきたいと考えております。</p>
8	<p>WCD(世界ダム委員会)は詳細な提言を策定しており、WCD フォーラムのメンバーであったJBICも関連の提言を本ガイドラインに反映すべき。</p>	<p>WCD で提言されている基本的な考え方については共有できるものがあると考えており、本新環境ガイドライン案の中にも取り入れております。例えば、新環境ガイドライン案の中で、代替案の検討、社会的合意、遵守の確保等については、事業者に求める環境配慮の内容として第2部1.、2.、本行の遵守に関しては第1部7.に記述しています。</p> <p>ただし、WCDの提言で言及されている具体的事項の中には、先進国や世銀等国际機関でも実施が一般的でなく、特に開発途上国では技術的、資金的に対応が困難なものも含まれており、WCD議長も「WCDの提言は、ガイダンスを提供するものであり、規制的なフレームワークではない」と説明しております。本行としても有用な参考資料として活用していきたいと考えています。</p>
9	<p>円借款の場合環境社会問題よりも外交関係を優先して融資表明が行われることがあってはならない。JBICの環境審査が確実にクリアされてから政府によるプレッジがなされるよう関係省庁と調整し確保すべきである。</p>	<p>本行は当該円借款プロジェクトについて環境面のみならず他の要素も含めて審査を行い、本行の判断について、その結果と根拠を政府に報告し、その上で政府が最終判断をしてプレッジを行っております。従って、本行自らの専門知識に基づくプロジェクトの環境審査及びフィージビリティ確</p>

		認の結果を受けずに政府によるプレッジがなされることはありません。
10	開発援助にかかわる DAC ガイドラインの遵守を回避するために JBIC が輸出信用との統一ガイドラインをつくるのは避けるべき。	<p>本行は輸出金融、投資金融、輸入金融、アンタイドローン、円借款と多様な金融メニューをもって途上国等で行なわれているプロジェクトを支援しています。金融種類は異なっても政府機関として本行がプロジェクトに求める環境配慮は基本的には変えるべきではないと考えております。</p> <p>現行の円借款に関する環境ガイドラインは DAC の環境アセスメントに係るグッドプラクティスの内容を十分に反映しており、また新環境ガイドライン案も同様と考えております。また、新環境ガイドライン案では</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 環境アセスメント報告書の現地での情報公開</li> <li>2) 本行によるカテゴリ分類結果等の情報公開</li> </ol> <p>等が含まれています。</p>
11	人権と国際的原則を確認しこれに沿って業務を行うという研究会提言よりも曖昧。	<p>本行は環境配慮確認の中で社会環境についても重要な要素の一つとして確認することとしており、人権についても社会環境の一項目として確認する考えです。</p> <p>人権の概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで多岐にわたります。本行環境ガイドラインは個別プロジェクトにおいて環境、社会への影響を検討するためのものであり、新環境ガイドライン案では個別のプロジェクト・レベルで具体的に対応ができ、本行としても判断基準が明確なものについて人権の側面を確認するという考え方をとっております。新環境ガイドライン案では、確認すべき事項を明確にする必要があると考えており、非自発的住民移転、先住民族の権利、女性や子ども等社会的弱者への配慮というものはプロジェクト・レベルにおいても検討が可能であることから、これを第2部 1.の「対象プロジェクトに求められる環境配慮」の中に盛り込んでいます。</p>

12	<p>基本的なスタンスとしては理解できるが、個別のプロジェクトでの対応には限界がある事を十分にご認識頂き、人権や社会的関心事項が個別プロジェクトの環境関連審査に影響を与えない様十分ご配慮願うと共に、ガイドライン案もその趣旨で作成願いたい。</p> <p>また、具体的にはガイドライン案 P11 の「検討する影響のスコープ」より個別プロジェクトとの因果関係が必ずしも明確でなく、世銀や他の ECA も環境ガイドラインの対象とはしていない、Gender、子供の権利、HIV/AIDS 等の感染症、は実務面で混乱を招く恐れがあるので削除願いたい。</p>	<p>本新環境ガイドライン案は個別プロジェクトにおいて環境、社会への影響を検討するためのものであり、個別プロジェクトで配慮を確認するのが適当と考えられる子供の権利や HIV・AIDS、ジェンダー等を確認することとしています。</p> <p>子供の権利については、例えば住民移転を伴うプロジェクトの場合、移転先において子供たちのために十分な学校や医療保健施設が準備されるか等につき個別プロジェクトにおいて確認することになります。</p> <p>ジェンダーについては、例えば、住民移転を伴う場合、女性の意見・考えについても十分尊重され、排除されない仕組みが準備されていたか等を確認することになります。</p> <p>HIV/AIDS 等の感染症については、例えば大規模な土木工事を伴うもので、労働者キャンプを設営するような場合、労働者に対し感染症対策につき十分な教育がなされているか等を確認することとなります。</p> <p>どこまでを検討する影響のスコープとして考えるかについては、プロジェクトによって様々であることから、一律に定めるのは適当ではなく、個別プロジェクト毎に検討されるのが適当と考えております。</p> <p>人権などに関する憲章等の扱いについては、政府機関として政府の方針の下、十分尊重していくべきものですが、多岐にわたり、また各国の批准状況も大きく異なることから、新環境ガイドライン案では具体的に述べることは避け、前書きにて言及しています。</p>
13	<p>「先住民」という表記は、「先住民族」という用語にあわせていただきたい。理由は先住民族 (indigenous peoples) が国際機関等において国際法上の権利を有する人民・民族 (peoples) として認められているから。</p>	<p>ご指摘を踏まえ「先住民族」に統一することと致します。</p>
14	<p>「環境」の定義が曖昧ではないか。英語では environment という社会環境を含む場合もある。タイトルは「環境ガイドライン」となっているのであるから、社会環境も入っているという使い方で整理すべき。</p>	<p>本新環境ガイドライン案では、環境配慮の対象を主として汚染対策、自然環境、社会環境の 3 つの概念で整理しており、社会環境は環境配慮確認における重要な要素となっています。また、国際的にも「環境ガイドライン」と言った場合には自然環境のみならず社会的側面も重要な要素として含</p>

<p>(同様のご意見多数あり)</p> <p>このガイドラインは、環境配慮のみを課題としているわけではないことから、「環境社会ガイドライン」といったふうに「社会」という言葉を加えるべきである。など</p>	<p>まれていると理解されており、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称としてこなれたものとなっています。OECDコモンアプローチにおいても、環境には「住民移転」という社会的側面も含めて考えられております。</p> <p>一方、本新環境ガイドライン案の中で住民移転、先住民族等社会的弱者等への配慮確認は極めて重要としていますが、その考えをより明確に示すためには、「環境配慮」よりは「環境社会配慮」方が適切な用語ではないかとの考えもあり、「環境社会」とする方向です。</p>
--	--

【2. 本行の環境配慮確認にかかる基本方針について】

[「目次に戻る」](#)

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>JBIC による環境に配慮した融資業務の原則と、そのために個別案件の環境レビューでしっかりと確認を行うことを明確に整理することが必要。「本行の環境配慮確認」ではなく「本行の環境配慮」とすべき。 (同旨ご意見複数あり)</p> <p>JBIC の貸し手責任を理念として明確に位置づけることが必要。従って、「貸し手としての環境配慮に対する責任を確認するために」「開発途上地域の持続可能な開発に寄与する上での貸し手責任を全うする」と明記すべき。 (同旨ご意見複数あり)</p> <p>アセスメントやモニタリングの主体が基本的に「借入人」とされていることは問題。借入人は当該プロジェクトの推進主体であり、最大の利害関係者であるため、こうした借入人を通じての情報提供やモニタリングは、予めプロジェクトの実施を前提としたものとなる。</p>	<p>本行は、わが国政策金融機関として、国際社会とりわけ開発途上地域の持続可能な開発への努力を積極的に支援する所存であり、本新環境ガイドライン案に基づき融資の対象となる全てのプロジェクトの環境配慮確認を行うとともに、地球環境保全を含め環境保全や改善に資するプロジェクトを積極的に支援することとしております。</p> <p>本行の融資対象プロジェクトについて適切な環境配慮が行われるよう、本新環境ガイドライン案で環境配慮確認についての手続き、判断基準を示すとともに、各プロジェクトの環境配慮に関してオーナーシップをもつプロジェクト実施主体者に求められる要件を示しております。本新環境ガイドライン案に基づき環境配慮確認を行い、環境配慮確認の結果適切な環境配慮がなされないと判断した場合には適切な環境配慮がなされるよう働きかけ、適切な環境配慮が確保されない場合には公的金融機関として融資等を実施しないこともありえます。また、融資契約締結後においてもモニタリングを行い、適切な環境配慮確認がなされない場合には、貸付実行の停止等も検討されることとなります。このように本行は公的金融機関としての環境配慮について十分に責任を持って積極的に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>プロジェクト実施主体者が責任を持って持続的にそれぞれのプロジェクトを実施するためには、それらプロジェクトにおける環境配慮に関してもオーナーシップをもつべきであることについては、国際的にもほぼ共通の認識があるものと理解しており、本行としてプロジェクト実施主体者に行っていただきたい環境配慮内容、手続きを第2部1. および2. に示しております。</p> <p>こうした考えのもと、本新環境ガイドライン案では、プロジェクト実施主体者が融資対象となるプロジェクトで行うべきことを環境配慮、金融機関として本行が行うべきことを環境配慮確認と表現しております。</p> <p>アセスメントやモニタリングは、それぞ</p>



		<p>れのプロジェクトを最も熟知しており、かつプロジェクトに対しオーナーシップを有するプロジェクト実施主体者が、まず行うべきと考えております。一方で、その透明性、客観性を確保することが重要であることから、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「当該国に環境アセスメントの手続制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手続を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない」(第2部2)</li> <li>2) 「環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施されている国において公開され・・・要求される」(第2部2)</li> <li>3) 「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」(第2部1)</li> </ol> <p>等をプロジェクト実施主体者に求める事項として新環境ガイドラインに明記しています。</p> <p>いずれにしても、前述のとおり適切な環境配慮確認がなされないと本行として判断する場合には、貸付実行の停止等も検討されることとなります。</p>
2	<p>「環境配慮の確認」と「環境レビュー」という言葉の使い分けが混乱を招く。適切な説明がなければ意味が通じない。 (同旨のご意見あり)</p>	<p>本行が行う環境配慮確認は、スクリーニング、環境レビュー、モニタリングの3つのステージに分かれております。</p> <p>ガイドラインは適切な環境配慮、適切な環境配慮確認がなされるよう、わかりやすく、かつ明確なものであるべきと考えております。ご指摘を踏まえ、更に明確にするため第1部3.(2)に以下内容を追加するとともに、他の箇所についても両者が混同されないよう修文を行う予定です。</p> <p>本行は、環境配慮確認のために以下を実施します。</p> <p>(a)プロジェクトを第1部4.(2)に示すカテゴリーのいずれかに分類すること(以下、「スクリーニング」)</p> <p>(b)融資等を意思決定する際に、要件の充足を確認するための環境配慮についてのレビューを行うこと(以下、「環境レビュー」)</p> <p>(c)融資等の意思決定後のモニタリング</p>

		及びフォローアップ(以下、フォローアップも含め単に「モニタリング」))
3	<p>ステークホルダーの考え方として、「プロジェクトの地域」だけでなく、「プロジェクトの影響を受ける地域」の住民や国民もステークホルダーと考えるべき。特に、国際河川や海峡等、越境的環境影響が予想される場合には、プロジェクト所在地の近隣諸国の国民もステークホルダーとして定義されるべきである。</p> <p>環境情報の提供等においては専門性をもつ国際 NGO や専門家等もステークホルダーと見なされるべき場合があるので、明記されているグループ以外について排除するものでないことを確認したい。 (同旨ご意見あり)</p>	<p>本新環境ガイドライン案ではプロジェクトサイト内に限らず影響を受ける可能性のある地域の住民もステークホルダーになりうるという考えです。ご指摘を踏まえ、趣旨が明確になるよう、新環境ガイドライン案第 1 部 1. に定義されるステークホルダーについて、「当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含む」と修正致します。</p> <p>また影響を受ける可能性のある地域は隣国に広がる可能性もあります。本新環境ガイドライン案では、近隣諸国に居住しているという理由だけでステークホルダーから排除される必要はないという考えであり、プロジェクトの影響を受ける近隣諸国の国民に対しても適切な対応が実施されるよう、本行としても留意してまいる所存です。なお、環境アセスメントは、当該プロジェクトが位置する国における手続きに基づきおこなわれるものであり、ステークホルダーとの協議についても、かかる制度に基づき実施されることになり、個別プロジェクトの内容、周辺状況等を勘案しつつケースバイケースで検討していくことになると考えております。</p> <p>こうした場合に限らず、国際 NGO や専門家等からの情報提供は重要であると本行も認識しており、情報公開の実施、頂いた情報の活用に努める考えです。</p> <p>また、プロジェクトの影響を受ける地域の住民や現地の NGO が意見を表明する適当な場がないような場合等においては、国際 NGO 等がこれらの人々のいわば「代理人」としての機能を果たすこともあると考えています。</p>

4	<p>日本の国際協力銀行として、日本国民はステークホルダーであろう。従って、日本人に対するパブリックコンサルテーションは不可欠である。</p>	<p>本行の業務について、日本国民がステークホルダーであることは論を待ちません。新環境ガイドラインを透明性のある開かれたプロセスで策定するため、パブリックコメント募集を行い、またパブリック・コンサルテーション・フォーラムを東京、大阪で本年3月分を含め5回にわたり開催してきたのも、このような認識に基づいたものです。</p> <p>また、個別プロジェクトの環境配慮確認にあたり、スクリーニング時にプロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を、また融資契約後に環境レビュー結果をウェブサイトで公開する等積極的に情報公開していく所存です。新環境ガイドライン案の情報公開については1部5.を参照ください。</p>
---	---	--

【 3 . 環境配慮確認にかかる基本的考え方について】

[「目次へ戻る」](#)

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>事業者による十分な実施を促すために、環境配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスを示すことが必要。 (同旨ご意見複数あり)</p>	<p>環境配慮確認を行う必要のある全ての項目を網羅した世界中で適用可能な国際基準は現在はないと考えており、一般的には、国際的基準として、国際条約、世銀の safeguard policy、アジア開発銀行の環境ガイドライン、欧州復興開発銀行の環境ガイドライン、OECD のコモンアプローチ、DAC の環境アセスメントに関するグッドプラクティス等国際機関・地域機関のもの、わが国や米国、欧州等先進国の基準、規制を参照することを考えております。</p> <p>参照すべき基準、グッドプラクティスは多数ありますが、具体的に参照するものの例としては、次のようなものが考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ) 汚染対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世銀の Pollution Prevention and Abatement Handbook</li> <li>・ 我が国、米国の規制値</li> <li>・ マルポール条約</li> </ul> </li> <li>2 ) 自然環境 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産条約</li> <li>・ ラムサール条約</li> <li>・ ワシントン条約</li> <li>・ IUCN のレッドリスト</li> </ul> </li> <li>3 ) 社会環境 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産条約</li> <li>・ 世銀の非自発的住民移転に係る OP4.12</li> <li>・ 世銀の先住民族に係る OD4.20</li> <li>・ DAC の住民移転に係るガイドライン等</li> </ul> </li> </ol> <p>これら以外のものも含めすべてを列挙することは困難であることから、新環境ガイドライン案第 1 部 3.(4)では、「本行は、環境配慮に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する」と包括的に記述しています。また、今後新たな基準が国際的に確立された場合には、これも参照して参る所存です。</p>

2	<p>関与する現地の人々の意見が反映できる仕組みを確立すべき。ことに、権力との関係の無い人々、弱い立場の人々の実情を、多くの NGO から情報を入手することで判断すること、またこれを公開することを制度化すべき。</p>	<p>本行としては、各プロジェクトで環境配慮を考えるにあたって、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者を含めプロジェクトの影響を受ける可能性のある人々のご意見、考えは適切に反映される必要があると考えております。新環境ガイドライン案においても、第2部1.では「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、……社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない」旨明記しています。</p> <p>また、本行が環境配慮確認を行うにあたって、NGO を含め幅広く情報収集を行うことが重要であると考えており、新環境ガイドライン案においても、第1部5.(1)においては、「環境レビューに関し重要な情報につき、……公開する」こと、「関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」ことを明記しています。</p> <p>本行としては環境配慮確認にあたって入手した情報については積極的に公開していきたいと考えております。</p>
3	<p>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。」等と記されているが、こうした言葉だけの確認が、本当にプロジェクトの現場で通用するのか。「対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられ」ることが本当に期待できるのか。 (同旨ご意見あり)</p> <p>非自発的住民移転に係る記述が国際的な水準と比較して大きく劣っている。個別に政策あるいはガイドラインを策定すべき。</p>	<p>本新環境ガイドラインに基づき環境配慮確認を行うに際し、非自発的住民移転についての国際的基準やグッドプラクティスとして、世界銀行が策定した運用政策(Operational Policy4.12)、アジア開発銀行が策定した政策及びハンドブック、DAC が策定したガイドライン等を参照する考えです。本新環境ガイドライン案では具体的説明は少なくしておりますが、実際の環境配慮確認においてはこれらに示された考えを、プロジェクト内容、周囲の状況等に照らし、必要な部分を参照することとしております。</p> <p>非自発的住民移転への具体的配慮の方法としては、新環境ガイドライン案第2部1.で対象プロジェクトに求められる事項として記述している、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 住民移転者数が必要最小限となるように代替案の検討がプロジェクトの計画段階で実施されていること、</li> <li>2) 非自発的住民移転が不可避である場</li> </ol>

		<p>合には対象者とのコンサルテーションが実施されていること、</p> <p>3) 移転による影響を緩和し、移転後の生計を維持・向上するための施策が検討されていること</p> <p>等を本行として確認することとしています。</p> <p>また、新環境ガイドライン案には明記していない事項でも、例えば法的に土地の権利を有しない移転対象住民への補償については世銀 OP4.12 の考え方を、また住民移転計画に含まれるべき内容については世銀 OP4.12 の Annex A を参照する考えです。</p>
4	<p>プロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境配慮に関する法令、基準の遵守を求めのみならず、国際的基準、条約の遵守についても明確にすべき。</p> <p>国際的な基準やグッドプラクティスとの乖離がある場合には、第2部で規定されている方針に基づき、環境配慮の適正さが損なわれないための措置が取られていることを確認すべき。</p>	<p>本行が環境配慮確認を行うにあたって、相手国および当該地方の政府が定めた環境に関する法令や基準を遵守しているかを確認し、また国際条約、世銀の safeguard policy、アジア開発銀行の環境ガイドライン、欧州復興開発銀行の環境ガイドライン、OECD のコモンアプローチ、DAC のグッドプラクティスやガイドライン等国際機関・地域機関のもの、わが国や米国、欧州等先進国の基準、規制を参照することとしております。国、地域毎に自然環境、社会・文化的背景等は異なっており、一律の基準を全てのプロジェクトに適用することは必ずしも適切ではないと考えています。ただし、例えば国際的な水準と比較して著しく基準が緩い場合等においては、何らかの追加的措置を求めることも検討すべきであり、新環境ガイドライン案第1部 3.(4)においては、「国際的な基準やグッドプラクティスと比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国(地方政府を含む)、借入人及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景・理由等を確認する」旨記述しており、確認の結果、「適切な環境配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる」と第1部 3.(5)に明記しています。</p>

【 4 . 環境配慮確認手続きについて】

[「目次に戻る」](#)

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>モニタリングとフォローアップにあたって、該当プロジェクトに関わるステークホルダーの参加を含め、議論の内容を公開することが必要。 (同旨ご意見複数あり)</p>	<p>ご指摘のように、モニタリング段階においてもステークホルダーの参加は重要であるとの考え方にに基づき、新環境ガイドライン案第2部1.では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施主体者による対応を促しています。</p>
2	<p>事業者から（JBIC に）提出されたモニタリングレポートおよびJBICによる監督状況についても公開を進めるべき。 (同旨ご意見あり)</p>	<p>本行によるモニタリング状況についても、商業上等の秘密を尊重したうえで、公開いたします。</p>
3	<p>実施段階で影響緩和策の効果を確認しながら問題を早期に発見し適切に対処できるよう、環境モニタリング体制の強化が重要である。 (同旨ご意見あり)</p>	<p>本行としましても、ご指摘の通り、計画された対策が着実に実施されているか、その計画内容が十分なものであったか、想定されていなかった外部変化により環境への悪影響が生じないか等をフォローするためモニタリングは重要であると考えており、これまでも実施してきております。</p> <p>例えば円借款においては、借款資金により雇用されるコンサルタントの業務内容に、必要と判断される場合には、プロジェクト実施主体者による環境モニタリングの支援、体制強化等を含めています。また、国際金融等業務においても、プロジェクトによっては、プロジェクト実施主体者が行う環境モニタリングを第三者である環境コンサルタントが評価するなどの対応をとってきております。</p> <p>このような方針を明確にするため、新環境ガイドライン案前書きでは、「本行は、開発途上国における環境配慮への取組支援についても積極的に取組む方針である」旨記述しています。今後も、プロジェクト実施主体者が行う環境モニタリング体制の強化に係る費用を融資対象とする等の具体的な支援を検討してまいります。</p>

<p>4</p>	<p>世界銀行等のように、少なくともカテゴリ A にあたるものについてはモニタリングの実施期間や現地調査によるモニタリングの実施などをさらに細かく規定する等、検討すべきである。問題が指摘された場合に解決をはかるための SAPI、SAPS 等のスキームを充実すべき。</p> <p>(同旨ご意見あり)</p> <p>モニタリング及びフォローアップを実施する際に必要な項目を環境レビューの際に明確にし、その項目について環境レビューを行うこと等を規定する必要がある。</p> <p>モニタリング結果の確認について、確実な運用を確保するため、実施期間、最低限の確認回数、現地調査によるモニタリングの実施方法などを詳細に規定する必要がある。</p>	<p>本新環境ガイドライン案では、計画された対策が着実に実施されているか、その計画内容が十分なものであったか、想定されていなかった外部変化により環境への悪影響が生じていないか等をフォローするためモニタリングは重要であると考えており、本行によるモニタリングとして、カテゴリ A および B についてプロジェクト実施主体者によるモニタリング結果の確認を行うこととしております。</p> <p>具体的なモニタリング項目、期間については、少なくとも貸付実行期間中は行うこととするが、どのような内容とするかを一律に事前に定めることは適当でないと考えており、セクターやプロジェクトの内容・特性、周辺の状況等さまざまな要素を踏まえ、個別に必要な項目、期間を決めることとなります。</p> <p>例えば、モニタリングの項目としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 現地環境当局からの指摘事項</li> <li>2) 大気質(硫黄酸化物、窒素酸化物、煤塵等)、水質等汚染対策関連</li> <li>3) 貴重種への工事中の配慮等自然環境関連</li> <li>4) 住民移転計画の進捗状況、生計回復プログラムの内容等社会環境関連</li> </ol> <p>等が考えられます。こうした項目については新環境ガイドライン案第 2 部 3 . に「モニタリングを行う項目」として例示することにより予め示す予定です。</p> <p>また、モニタリングの頻度、項目等について借入人等と合意し、この合意に沿って本行としてのモニタリングを実施して行きます。</p> <p>モニタリング結果については、借入人等より提出されることとなります。新環境ガイドライン案第 1 部 4.(4)にある通り、本行による現地調査も必要に応じて行います。かかる現地調査については、現在も、必要に応じ外部専門家等に意見を求めつつ実施しており、新環境ガイドラインの策定後も、同様に実施していく所存です。</p> <p>環境配慮につき指摘がなされた場合の手続きをあらかじめ定めておくことも重要と本行は考えており、本新環境ガイドライン案では、「環境配慮が十分ではない等の具体的な指摘があった場合は、十分な情報公開のもと、当該プロジェクトにかかわるス</p>
----------	---	---



		<p>テークホルダーも参加する場が設けられることが望ましい」(第2部1 対象プロジェクトに求められる環境配慮、モニタリングとフォローアップをご参照ください)また事態に改善が必要と本行が考える場合には、事業者に対し適切な対応を求めることがある(第1部4.(4)モニタリングをご参照下さい)旨規定しております。</p> <p>また、現在行っている SAPI、SAPS 等のツールを活用した支援を強化し、プロジェクト実施主体者による問題解決努力を支援していきたいと考えています。</p>
5	<p>モニタリング期間について、それによる事業主体の費用増等を考慮し、OOFにおける輸出信用や投融資金融においてはモニタリング期間を個々のプロジェクトの実態に合わせ、環境問題発生の懸念がないと判断される場合にはある程度限定的にするよう対応願いたい。</p>	<p>モニタリングの実施期間については、プロジェクト毎の性格、想定される環境影響の重大さ、不確実性等を考慮し個別に設定することが適当と考えています。</p> <p>なお、セクターやプロジェクトの特性・実態を踏まえ、客観的に問題がないと確認された場合においては、本行によるモニタリングは一定期間後に簡素化または終了することとしており、不必要なモニタリングがなされることのないよう配慮しております。</p>
6	<p>環境配慮が十分でない指摘できる「第三者等」及びモニタリング結果の公表を行う「ステークホルダー」に関して、一定の資格/範囲を定めて限定し、本規定が濫用されぬよう配慮願いたい。</p>	<p>情報の提供、環境配慮が適切でない等の指摘等については、「第三者等」の範囲を限定することは考えておりません。但し、不要な負担を借入人等に強いることがないよう、「必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す」旨、新環境ガイドライン案第1部4.(4)に明記しています。</p> <p>ステークホルダーについては、その範囲をアプライオリに確定することは困難ですが、当該プロジェクトによって環境面で正負の影響を受けることが見込まれる主体がステークホルダーであると考えています。</p>
7	<p>モニタリングの結果予見されていなかった影響が生じる場合もあるので、新環境ガイドライン案第1部4.(4)を「第三者等から、環境配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合もしくは、予見されていなかった影響が生じたり、事業者や相手国政府等と地域住民等の間で、意見の対立や紛争が生じた場合に</p>	<p>モニタリングの目的の一つが、当初予見されていなかった影響の早期発見であることについてはご指摘の通りであると考えており、これまでも、何らかの問題が指摘または確認された場合には、速やかに借入人等に伝達し、適切な対応を促してきました。新環境ガイドライン案においても、第2部1.で、「予測が困難であった事態の発生の</p>

	<p>は、本行は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す」と修正する。</p>	<p>有無・・・を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい」旨明記しています。その上で、モニタリングの結果問題が確認された場合には、「借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す」(新環境ガイドライン案第1部4.(4))こととし、予見されていなかった影響等にも対応することとしています。</p>
8	<p>円借款プロジェクトにより、ポジティブな環境影響を増大させるためにも、中間評価を住民参加で実施し、JBICが監督できる体制が検討されるよう期待する。 (同旨ご意見あり)</p>	<p>ご指摘のように、モニタリングを住民が参加して行うことは問題の早期発見、サステナブルな事業効果の発現という観点から、望ましいことであると本行でも認識しています。新環境ガイドライン案の第1部4.(4)においては、「プロジェクト実施主体者が環境配慮を確実に実施しているかを確認するために、本行は・・・モニタリング結果の確認を行う」と記述しており、これにより可能な限りポジティブな影響が発現されるよう、本行として今後も留意していきます。円借款における中間評価への住民参加については、その手法も含め今後の課題と認識しており、ご指摘も踏まえ更に検討する所存です。</p>
9	<p>環境影響に関し、「回避、低減」「回避、最小化」がどちらも用いられているが、「回避、最小化」に用語を統一すべき。また、「回避、最小化、緩和、代償」とあるが、「回避、最小化、代償」で良く、そのような方策の全体を指して「緩和(mitigation)」ということである。</p>	<p>「低減」は「最小化」に統一します。「緩和」の考え方については、ご指摘の通りであると理解している一方で、世界銀行の運用政策(Operational Policy 4.01)及びOECD コモンアプローチにおいて、「回避、最小化、緩和、あるいは代償」との記述を使っているため、本行もこれと同様の表現としているものです。</p>
10	<p>1つ1つの必要項目を具体的に示すことは難しい。そこで、情報公開、パブリックコンサルテーション、関係組織との協議手続き等の手続き的アプローチを強調して明記することによって、漏れや抜けや形骸化を回避することが必要。</p>	<p>特にカテゴリAについて、情報公開やパブリックコンサルテーション等の手続きを確認することは重要であると認識しており、新環境ガイドライン案第1部3(3)において、「カテゴリAのプロジェクトに関しては、・・・当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認を行う」、「必要に応じ環境に専門性を有する者によるプロジェクト予定サイトへの実査等により環境配慮の確認を行うことがある」と明記しております。 スクリーニングフォームや環境チェックリストも活用し、漏れ、抜け、形骸化が生じないよう、確認を行う考えです。</p>

11	<p>旧 OECF において、「地域特性別環境チェックリスト」が作成されており、この内容を十分に踏まえるべきである。</p>	<p>「地域特性別環境チェックリスト」は執務参考資料として作成されたもので、既に行内にて随時参照されており、今後も同資料を活用していく所存です。同チェックリストの内容については、新環境ガイドライン案に反映されていると考えています。</p>
12	<p>カテゴリ FI の環境レビューの記述が簡素化されているが、具体的なレビュー手続きが外部に明らかにされないことは問題がある。ガイドライン本文でなくとも、より詳細な説明を付すべきである。 (同旨ご意見複数あり)</p>	<p>カテゴリ FI は融資契約締結時点においては個別の融資対象プロジェクトが未定であり、それらプロジェクトの環境配慮確認を融資契約締結前には行えない形態の融資を対象とするものです。現在の国際金融等業務および経済協力業務のいずれのガイドラインにおいても設けられておらず、本ガイドラインで新たに設けられたカテゴリです。</p> <p>個別の融資プロジェクトが融資契約締結時点で環境配慮確認を行う他の融資プロジェクトと実質的に同様の環境配慮確認を行うためには、金融仲介者等の環境配慮に係る実施能力や個別案件の性格等を勘案して対応する必要があることから、新環境ガイドライン案第 1 部 4.(3)では、「本行は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境配慮が確保されるよう確認する」旨記述しています。</p> <p>具体的には、例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 金融仲介者等の環境配慮確認実施能力を確認し本行環境ガイドラインによる環境配慮確認を委任する、</li> <li>2) 金融仲介者等の環境配慮確認実施能力を評価した結果、十分な能力がないと判断される場合においては、環境配慮体制強化のためのコンサルタントの雇用を義務付ける、</li> <li>3) カテゴリ A のサブプロジェクトについては本行自らが環境配慮確認を行う、</li> </ol> <p>等いくつかの方法が考えられます。どのような対応が適当かは一律に決めることが困難であることより、このように一般的な考え方を示すこととしたものです。</p> <p>また、カテゴリ FI プロジェクトについて</p>

		<p>も、融資契約締結時に環境レビュー結果をウェブサイト上で公開することを明記しております。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JBIC は借入れ人以外にも積極的に情報を求めて行くべきである。</li> <li>● 現地住民の意見も聞いていくべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドラインにおいては、影響を受ける可能性のある住民の意見のほか様々な情報を得ることを重要としております。</li> <li>● プロジェクト実施主体者の環境配慮において、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行うべきことを求めています。</li> <li>● また本行が環境配慮確認を行うにあたって、借入人からの情報に加え、借入人以外からの情報も非常に重要であると認識しており、これまでも、現地調査などを通じて、借入人以外からも情報を入手することを心がけてまいりました。新環境ガイドライン案においても、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する旨、規定しております。(第1部5.ご参照)</li> </ul>

14	外部専門家の意見を聴取するにあたり専門家委員会の設置などを行うべき	<p>特に影響が重大と思われるプロジェクトや異論の多いプロジェクトについては、外部専門家の意見を求めることは重要であると考えております。これまでも影響が大きいと考えられるプロジェクトについてはコンサルタント等専門家の意見を積極的に活用してきました。但し、アカウンタビリティを高めるために公開を原則とした専門家委員会を設置することに関しては、まずは本行の審査及び情報公開という手続きが確保されることが重要と考えています。むしろ、かかる意見聴取の手続はプロジェクト実施主体者の環境配慮の一貫として行われるべきであると考えており、第2部1.対象プロジェクトに求められる環境配慮の項目として専門家等からなる委員会の設置を規定しています。世銀/IFCのOP4.01においても、「カテゴリ A 案件の中でも特にリスクが高い案件、論議を呼ぶ案件、又は環境に関する懸念が深刻で多方面に渡る案件の場合、借入人は通常、国際的に認められ、独立した環境専門家に諮問委員を依頼し、環境アセスメントに係る当該案件の全側面について、助言を受けるべきである。」と借入人に求める事項としています。</p> <p>いずれにせよ、適切に借入人等により実施されるよう本行は確保していきます。</p>
----	-----------------------------------	---

【 5 . 本行の環境配慮確認にかかる情報公開について】

[「目次に戻る」](#)

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報公開の内容は「原則として完全公開されるべき」である</li> <li>● 情報公開やアカウンタビリティは環境問題にとって不可欠。ガイドラインの中でも一層充実した内容になるべき。 (同旨ご意見複数あり)</li> </ul>	<p>プロジェクトが環境面に配慮されたうえで持続的に実施、運営されて行くことと、また、プロジェクト実施主体者や本行がアカウンタビリティを確保してゆくこと等において、情報公開が非常に重要であることは認識しております。</p> <p>一方で、民間ビジネスにおいて、例えば工業プラント事業においては特殊な生産プロセスは重要な企業情報であるところ、商業上等の秘密にも配慮すべき点もあり、これらを認識したうえで、積極的に情報公開を行っていく仕組みを取ってゆきたいと考えております。</p>
2	<p>情報公開の規定は全て OECD のコモンアプローチに合わせるべき。</p>	<p>OECD コモンアプローチにおいても、「プロジェクト・スポンサーに対して環境影響に関する情報を公表するよう奨励する」、また「カテゴリ A 及び B のプロジェクトに関する情報を、情報公開に関する国内法の範囲内で少なくとも毎年公表する」旨規定されております。本行としましては、環境の維持と両立した持続的な事業の達成と、我が国企業の対外経済活動を政策目的の一つとする政策金融機関としてのアカウンタビリティの確保において、情報公開の重要性を認識しておりますところ、当該規定を踏まえた上で、商業上の秘密、競争関係等に配慮しつつ、積極的に情報公開を行っていく所存です。</p>
3	<p>円借款およびアンタイドローンについては、カテゴリ分類終了後「プロジェクトの名称、場所、実施者、事業概要、資金規模、想定される融資の種類、想定される主要な環境影響等カテゴリ分類の根拠となった情報」が公開されるべき。民間投資については、カテゴリ A 案件については、「名称、場所、環境影響等」の情報公開が必要である。(同旨ご意見複数あり)</p>	<p>新環境ガイドライン案では、まずカテゴリ分類終了後、「プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類とその根拠」を本行のウェブサイト上で公開したいと考えています(第 1 部 5. (2))。</p> <p>なお、融資の金額、融資の種類等借入人等の商業上等の秘密に関わる情報については競争関係に配慮する必要があり、スクリーニング時点では公表されません。</p>

4	<p>具体的な情報公開の時期および期間を明示すべき (同旨ご意見複数あり)</p>	<p>具体的な情報公開の時期と期間については、新しいガイドライン上では、カテゴリ分類後速やかに行い、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保することとしています(第1部5.(2))。</p> <p>具体的には、例えば、輸出金融の場合には、本行の融資の対象となる輸出契約の成約後速やかに情報公開が行われることとなります。この点については、他の金融種類を含め、例えばFAQのかたちでまとめることも検討しています。</p>
5	<p>環境アセスメント報告書だけでなく、フィージビリティスタディー、住民移転計画、モニタリングレポートなども公開されるべき。 (同旨ご意見複数あり)</p>	<p>カテゴリAおよびBのプロジェクトについては環境アセスメントに関する報告書など、環境関連文書の入手状況を本行のウェブサイトで公開致します。それ以外の環境関連の文書についても本行本店にて公開致します。また、融資契約締結後には、本行の環境レビュー結果をウェブサイト上で公開致しますので、本行が環境レビューに基づきどのような意思決定を行ったのかをご覧頂くことができます。</p>
6	<p>情報の公開・非公開の取扱いについてJ B I Cと情報公開請求者との見解が異なる場合には異議申立が認められるべき。</p>	<p>本行の情報公開は、カテゴリ分類、環境レビュー結果についてはウェブサイトにて公開しますが、環境関連文書は大部にわたるため本行本店にて公開されることとなります。本行の公開に対し異議のある方は、情報公開法に基づき手続を行うことができます。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報管理・広報を強化すべき</li> <li>● 情報公開には迅速に対応すべき。</li> </ul>	<p>本行としても情報公開を積極的かつ迅速に進めるための体制整備を引き続き行ってまいりたいと考えております。</p>
8	<p>カテゴリAに関して環境アセスメント報告書は日本国内でも公開すべき</p>	<p>カテゴリAで要求される環境アセスメント報告書の入手状況はウェブサイトにて明らかにされることになっているほか、環境アセスメント報告書そのものについても公開されることになっております。</p>

9	<p>環境レビューと事前評価報告書を融資決定前 120 日前に情報公開すべき。</p>	<p>環境面で重要な条件が融資条件としてつく可能性があることより、環境レビュー結果や事業事前評価に基づき最終的に本行が融資等にかかる意思決定を行なうタイミングは、対外的に融資をコミットする融資契約締結時であると考えております。この観点から、環境レビュー結果については、融資契約締結後に公開することとしています。</p> <p>なお、融資契約締結前の情報公開の期間については、各金融種類毎に定めるのが適当と考えております。</p>
10	<p>プロジェクトの事前評価報告書を OOF についても公開すべき。</p>	<p>国際金融等業務においては、本行による環境レビュー結果を取り纏めたものを融資契約締結後公開することとしています。なお、国際金融等業務においては「事業事前評価表」は用いられておりません。</p> <p>いずれにせよ、環境配慮は適切にやっています。</p>
11	<p>商業上の秘密を理由に環境面や社会面の影響が秘匿できないように明記すべき。商業上の秘密については明確に定義すべき。</p> <p>(同旨ご意見複数あり)</p>	<p>商業上等の秘密については、民間企業が本行の借入人になるという国際金融等業務の特性に鑑み、配慮することが不可欠です。本行としては、開示対象となる環境関連の文書には商業上等の秘密が含まれないよう借入人に促すこととしています。(新環境ガイドライン案第 1 部 5.ご参照)</p>
12	<p>融資契約は締結後公開されるべき(同旨ご意見複数あり)</p>	<p>環境配慮関連情報については積極的に公開予定です。但し、融資契約は金融機関としての守秘義務から公開の対象とはならない予定です。</p>
13	<p>日本企業は、ビジネスパートナーから守秘義務を課されることが多いことから、環境レビューのために提出される情報であっても、守秘義務の対象となるものについては情報公開の対象とすべきではない。競争関係にある場合には特に留意頂きたい。</p> <p>(同旨ご意見複数)</p>	<p>商業上等の秘密については、民間企業が本行の借入人になるという国際金融等業務の特性に鑑み、配慮することが不可欠です。新環境ガイドライン案では借入人等の商業上等の秘密を尊重し、情報公開の原則とこうした秘密を両立させることとしております。特に競争関係にある場合には濫用される恐れもあることから、情報公開にあたっては競争関係にも配慮するよう、追記する予定です。</p>



14	公開期間は個々のプロジェクトの実情に合わせてケースバイケースでの柔軟な対応をすべき。またコマーシャルベースの金融については、実務面で支障のない程度に公開期間を短縮するべき	公開期間については、本行のプロジェクト毎への関わり方が多様であることから、一律の公開時期・期間を定めることはしていませんが、例えば輸出金融であれば輸出契約成約後早急にカテゴリ分類等が公開されることとなります。この点については、これまでの承諾案件の審査、承諾にどの程度の期間が必要であったか、カテゴリ分類の公開のタイミングをいつとするか等を分析、検討したうえで、さらに詳細を検討しFAQのような形で示していきたいと考えています。
15	今後 10 年間に計画されている全てのプロジェクトのリストを公開すべきである。	本行では、10 年先のプロジェクトについては具体的融資の相談を受けておりません。 本行としては、スクリーニングが終了したプロジェクトについてできるだけ早いタイミングでカテゴリ分類等を公開することとしています。
16	影響を受ける地域住民はウェブサイトにはアクセスできない場合が殆どであり、かかる場合への対応が規定されるべき。	本行が想定している情報公開の仕組みはウェブサイトを通じたものばかりではありません。新環境ガイドライン案第 2 部 1. では、現地においてステークホルダーとの協議が行われていることを対象プロジェクトに求められる環境配慮の原則としており、住民に対して十分な情報公開がなされるよう求めています。
17	円借款におけるプロジェクト終了時の評価報告書を公開することを義務づけること。	円借款においてはプロジェクト終了後に行われる評価の報告書（事後評価報告書）は現在も全て公開しております。同報告書の中で、環境や社会へのインパクトについても記述しています。

【 6 . 意思決定、融資契約等への反映について】

[「目次に戻る」](#)

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>環境配慮につき相手国政府等の役割が重要であるとJ B I Cが考える場合に、これらの関係者が取極めを結ぶよう融資契約について条件付けるべく融資契約に規定するよう努力するとあることは、融資実現に至るプロセスを長期化させ、プロジェクトの進捗に大きな影響を与え得る。</p>	<p>プロジェクトによっては、借入人やプロジェクト実施主体者に加えて、政府が、例えば、当該プロジェクト周辺の社会インフラ整備を行う等特定の役割を果たすことが前提となっている場合があります。こうした場合には、貸付契約書やその他の付属文書を通じて政府の役割が確実に実行されるよう確保する必要があります。</p> <p>これらは、あくまで当該プロジェクトに関連した内容であり、適切な環境配慮を行うために必要な事項と考えています。なお、融資契約に至るプロセスをいたずらに長期化させないよう、審査の迅速化などに一層励んでいきたいと考えております。</p>
2	<p>「適切な環境配慮がなされない場合には融資をしないこともあり得る」ではなく、「融資をしない」と明記すべき</p>	<p>本行としては、適切な環境配慮がなされないと考えられる場合には融資を行いません。しかし、適切な環境配慮のため必要な事項がなされることが相当程度確実な場合であっても、その実施時期が将来であることにより不確実性が残る場合、その実行を条件に融資することもあるという考え方から、「融資をしないこともありうる」という規定の仕方になっています。</p> <p>例えば、住民移転をとまなうプロジェクトで、移転住民が補償を条件に立ち退きに賛成している場合、実際に移転がスムーズに行われるためには、補償等にかかる十分な住民とのコンサルテーションや綿密な実施計画の作成等が必要となります。この場合、プロジェクトの承諾を行なう条件として、融資契約の発効前あるいは工事開始前に住民の合意や実施計画を本行に提出し本行の承認を得る、というケースがあり得ます。</p>
3	<p>融資契約等への反映については努力規定であり、実質的な意味を持たない可能性がある。</p> <p>( 同旨ご意見複数あり )</p>	<p>環境レビューの結果は、融資契約書への反映を含め、融資等の意思決定において活用される必要があると考えております。本行は、新環境ガイドライン案第1部6.(2)に規定の通り、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ) モニタリング義務</li> <li>2 ) 問題発生時のステークホルダーとの協議</li> <li>3 ) 相手国政府等の役割が重要な場合の取決め</li> </ol>

		<p>4) 貸付実行停止等の条件 をプロジェクトの内容や性格に応じ、契約書やその他文書に盛りこむよう最大限努力することとしており、必要とされる事項については当然本行としても契約上に反映させて行く考えです。</p>
--	--	--

【7. ガイドラインの適切な実施・遵守の確保について】

[「目次に戻る」](#)

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 異議申立て機構の設置について、表現は曖昧であるが記述されたことを評価する。独立性と透明性、強力な権限を備えていることが必要。今後、具体的な内容について透明性と幅広い参加のもとに議論を進めていくように求める。 (同旨ご意見複数あり)</li> <li>● 本ガイドラインの実施までの猶予期間内に各界との十分な議論をし、設置に向けた準備に取り掛かること。また、異議申立てが可能であることを「ステークホルダー」に明確に示すこと。</li> <li>● 制度の「乱用」を防止するために、異議申立てのスクリーニング* 手続が可能であり、国連人権委員会での人権侵害の申立てにかかるスクリーニング* 制度が参考になろう。</li> <li>● 世界ダム委員会の勧告に沿い、ガイドライン不遵守を調査し勧告する独立機関を作るべき。</li> <li>● ガイドライン遵守を確保するため、JBICとして第三者の異議申立を受け付け必要な措置をとるとするが、海外競合企業等から作為的に乱用され徒にプロジェクトの進捗を阻害しかねない事態も予想される。Equal footing の観点からも、コモンアプローチと同様の内容にして欲しい。 (同旨ご意見複数あり)</li> </ul>	<p>新環境ガイドライン案第 1 部 7.では、「ガイドラインの適切な実施・遵守の確保」として以下のように規定しています。</p> <p>「本行は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。本行は、本行によるガイドライン遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとる。」</p> <p>本行は、環境配慮確認を本新環境ガイドライン案に基づき適切に行なっていく所存ですが、適切に行なわれていない等疑義が寄せられた場合にはこれに対し真摯に対応することを方針としております。この点に関し、競合企業による濫用やプロジェクトの遅延を懸念するご意見、独立した機関の設置を求めるご意見など様々なご意見が寄せられております。</p> <p>本行としては、具体的に、透明性の高いプロセスで、適切な仕組みを考える必要があると考えており、本行主催で、学識経験者、産業界や NGO の皆様、その他関心のある方々から、幅広く、ご意見を頂く場を来年度早期に設ける予定で考えております。</p>
2	<p>ガイドライン見直しの際には運用の経験を踏まえて改善策が検討されるよう、遵守状況をモニタリングし評価する独立の機構の設置を求める。</p>	<p>ガイドラインの包括的改定に関しましては施行より 5 年以内に行うことになっておりますが、この間、運用の経験とともに世界の潮流等も勘案し、必要な改善は適宜行っていきたいと考えております。</p> <p>新環境ガイドライン案「8. ガイドラインの適用及び見直し」にあるように、改訂にあたっては外部の方の意見を聞きつつ透明性を確保して行なうこととしています。</p>

【 8 . ガイドラインの適用及び見直しについて】

[「目次に戻る」](#)

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>ガイドラインの適切な実施のために国内外の関係者への周知徹底、国際協力銀行の組織体制の整備や研修の充実等能力の構築を積極的にすすめ、実施までの猶予期間を1年以内のできるだけ早い次期にして欲しい。 (同旨コメント複数あり)</p> <p>企業については、新ガイドラインを即適用すべきである。</p>	<p>本行ではこれまで、ホームページで新環境ガイドライン案を和文、英文にて公表し、パブリックコメントにかけると共に、3月に実施するものを含め計5回のパブリックコンサルテーションフォーラムを開催して説明を行っております。また、円借款の借入国であります各国政府へは現地事務所等を通じて説明を行っております。</p> <p>ガイドラインの策定後も本行内の体制整備に一層努めると共に、借入国、借入人等に更なる周知徹底を図る予定です。</p> <p>一方で、新環境ガイドライン案では、例えば、プロジェクト実施主体者が作成する環境アセスメント報告書については、同報告書は現地で公開されること、ステークホルダーと協議がなされていることが満たされていることが原則とされています。現地での環境アセスメント報告書の公開等については、プロジェクトが実施される国の制度では現時点でそのように運用されていない国もあります。本行としては、これらの国に対しては今後本行融資を希望するプロジェクトが本新環境ガイドライン案を満足するよう働きかけ、そのうえでこれに満足するようにプロジェクトを組成してもらう必要があります。</p> <p>以上を踏まえ、経過期間に関しては、周知期間に加え、実際にプロジェクトを組成し環境アセスメント報告書を準備するためには1年半程度必要と考えられることから、混乱なくスムーズに新環境ガイドラインへの移行を図るため1年半とする予定です。</p> <p>ただし、この経過期間の中で、新環境ガイドライン案の中で適用できるものは速やかに実施してゆく考えです。例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新しいスクリーニングフォーム、チェックリストの使用</li> <li>2) カテゴリ分類</li> <li>3) 同結果の公開</li> <li>4) 環境レビュー結果の公開</li> </ol> <p>は行内の体制が整い次第実施することを検討しています。</p>

2	<p>新ガイドラインの施行前の周知期間は旧ガイドラインが利用されることになるが、なるべく新しいガイドラインの考え方に沿って融資業務を行うよう求める。</p>	<p>経過期間内でも、環境配慮確認内容を含め、新環境ガイドラインを適用できるものは速やかに実施してゆく考えです。例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新しいスクリーニングフォーム、チェックリストの使用</li> <li>2) カテゴリ分類</li> <li>3) 同結果の公開</li> <li>4) 環境レビュー結果の公開</li> </ol> <p>は行内の体制が整い次第( 本年後半を目途) 実施することを検討しています。</p>
3	<p>既に融資が決定している案件等に対しても新ガイドラインを適用するのか。既に決定している案件でもJBIC側のEIA実施及びパブリックコンサルテーションの実施を明確にすべき。</p>	<p>新環境ガイドライン制定後速やかに、新環境ガイドラインに従って環境配慮確認を行う考えですが、既に融資承諾済み、あるいは実質的な融資要請に至っている案件に関しましては、プロジェクト実施主体者によるEIA作成、公聴会の開催等を含め、プロジェクトにおける環境配慮の内容・手続、環境当局による現地での承認手続等は既に終了していることより、遡及適用することは困難と考えております。従って、そのようなプロジェクトについては、現行の「国際金融業務における環境配慮のためのガイドライン」あるいは「円借款における環境配慮のためのJBICガイドライン」が適用されることとなります。</p> <p>いずれにせよ、個別具体的なケースそれぞれについて十分環境配慮がなされるよう努力していきます。</p>
4	<p>本ガイドラインについて、「これらの進展を勘案して今後も必要に応じ見直されるものである」とあるが、「必要に応じ」とはいつなのか。</p>	<p>新環境ガイドライン案は、環境面に対する国際的な関心の高まり、国際金融等業務および経済協力業務におけるこれまでの経験も踏まえて策定されたものです。この新環境ガイドラインについても同様に見直しが行なわれるべきものと考えており、遅くとも5年以内に包括的見直しを行う予定です。(8.において、「ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行う」旨記載してあります)</p> <p>しかし国際的な議論の進展や、本行の経験等により必要と判断されれば、5年以内であっても見直しは行う考えです。</p>

5	<p>環境アセスメント報告書等が適時に提出されないためにプロジェクトの進捗に影響をきたすことを避けるため、環境アセスメント報告書作成支援を SAF スキームまたは本体プロジェクトへの融資スコープに入れる等の形で実施できないか。</p>	<p>SAFスキームの中のSAPROFや調査・設計等に対する円借款であるエンジニアリング・サービス借款の活用により、環境アセスメント報告書の作成を支援することができると考えています。また、エンジニアリング・サービス借款そのものは環境に影響を与えるものではないため、新環境ガイドライン案においても従来通り環境アセスメント報告書の提出が義務ではないカテゴリBまたはCとすることにしております。この旨明確にするため、第1部4.(2)カテゴリBにおいて明記することと致します。</p>
---	---	--

【 9 . 第 2 部について】

[「目次に戻る」](#)

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>環境アセスメント報告書提出の必要性及び調査検討すべき環境影響のスコープに関する規定もコモンアプローチと同様の内容にしていきたい。</p>	<p>プロジェクトが成功裏に実施され持続的に運営されてゆくためには、環境と開発の両立が不可欠であることはご承知のとおりです。また、事前に対策をしっかりと行なうことによるコストは、それをせずに事後で問題が発生しこれを解決するコストに比べ小さいものであると言われています。環境アセスメント報告書は環境影響の内容とそれを回避・最小化するための対策について調査がなされている重要な書類です。この観点から同報告書の提出の義務付けを要求しています（環境影響の大きい可能性を持つカテゴリAプロジェクトに対して）。この点については現行の本行環境ガイドラインにおいても既に実施しているものであり、新環境ガイドライン案において新たに導入するものではありません。</p> <p>検討する環境影響のスコープについては、新ガイドライン案では、例えば子どもの権利や HIV 等を含めていますが、これは全ての事業に対して求めているものではなく、事業の性格や立地等を勘案し、必要と考えられる場合に検討するものです。例えば、住民移転が発生する事業では新しい移転地に学校があるか、大規模土木工事を伴う事業で多数の労働者が集まる可能性がある場合、彼らがサービスを受けられる保健衛生対策があるか、といったものであり、実際に当該プロジェクトを実施するうえで必要であり対応可能なものを想定しています。具体的なプロジェクトにおいてどこまで検討する環境影響のスコープとして捉えるかについては、当該国の環境影響評価制度に則るとともに、必要に応じ本行が項目を追加的に求める場合もあることから、予め本行にも相談頂くことが本行による円滑な環境配慮確認につながると考えます。</p>



2	<p>現地での情報公開および地域住民等のステークホルダーとのコンサルテーションが意味のある形で行われることは何よりも重要である。EIA 公開も他の項目と同様、「要求される」ではなく「公開されていないなければならない」と明示すべき。 (同旨ご意見複数あり)</p> <p>EIA の公開については、法制度上認めていない国もある事から、「公開が望ましい」の方がよいのではないか。相手国の制度を無視してホスト国に主張する事は内政干渉にもなりかねず、国際金融等業務の中でも輸出信用、投融資金融に支障をきたし、日本国民のためにならないのではないか。</p>	<p>環境アセスメント報告書の公開は環境と両立した持続的な事業を達成するという観点からも本行として重要であり、その方向で各国政府に説明、理解を求める所存です。</p> <p>しかしながら、法律上は公開を禁止していないものの、現段階では運用上公開していない国もあります。これは単に環境影響評価制度の問題というよりは、広く「情報公開」という概念が社会に十分根づいていないことも原因の一つと考えられます。従って、新環境ガイドライン案では現地における環境アセスメント報告書の公開の必要性を重要視し、これを求める観点から「要求される」とし、その方向で各国政府と協議して参る所存です。</p> <p>本行としては、相手国に環境アセスメント報告書の公開の重要性を理解して頂き、周知するための機会を引続き持つとともに、本行の調査費等も活用し、当該国における環境アセスメント報告書の作成段階でステークホルダーとのコンサルテーションの実施等に係る支援を引続き行っていく予定です。</p>
3	<p>第2部1.の「検討する影響のスコープ」について。従来の日本のアセスの問題点は、生物相に偏った生態系の把握にあった。それを法制化に伴い、生態系という個別要素毎の把握ではなく、生態系を holistic に捉えることを追加規定した。そのような日本の経験が活かされていない。本来、生態系の中にフロラやファウナという要素は含まれるのであり、並列すべきものではない。両者の重要性を指摘するのであれば、「生態系及び生物相」等の表現にすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「生態系及び生物相」に修正します。</p>
4	<p>第2部2.において「地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていないなければならない」とあるが、実質的に協議が行われているかを確認するためには作成だけでは十分ではなく、JBIC による確認が必要である。</p>	<p>本ガイドラインでは適切な環境配慮がなされるためには地域住民等との対話が重要であるとして、これを重視しております。</p> <p>ご指摘の通りであり、環境レビューを実施するに当たっては、新環境ガイドライン案第1部3.(3)において、「カテゴリAのプロジェクトに関しては、……当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認を行う」と明記しています。更に、同じく第1部3.(3)では、「必要に応じ環境に専門性を有する</p>

		者によるプロジェクト予定サイトへの実査等により環境配慮の確認を行うことがある」と明記し、ステークホルダーとの協議状況等についても本行自ら確認することとしています。
5	第2部1.のモニタリングに係る記述のうち、第1、第3、第4パラグラフはいずれも「望ましい」との記述になっているが、モニタリングを義務付けている第1部の記述と整合性がとれていないのではないか。第2部でも義務であることを示すべき。	新環境ガイドライン案は、第1部にて本行の基本方針、手続き等を明確にし、第2部1.では、それを踏まえ融資等の対象プロジェクトに求められる環境配慮について記すという構成をとっています。この内容には、推奨されるもの(「望ましい」)と必要と考えられるもの(「…なければならない」)とがあるため、ご指摘のような表現がとられているものですが、セクターやプロジェクトの特性・実態を踏まえ、適切なモニタリングが実施されるよう確認してまいります。
6	今回のガイドライン改定に伴い、チェックリストやスクリーニングフォームの内容についても見直しを行うべきではないか。  (同旨ご意見あり)	環境配慮の対象の見直し、これまでの経験を踏まえ、チェックリスト及びスクリーニングフォームについても所要の見直しを行い、改定致します。  なお、これらについては公表する予定です。
7	あいまいな部分については、ガイドライン本文とは別に解説書が必要である。研究会、パブリックコメント、パブリックコンサルテーションで出された指摘を基礎に、コメントールを作成することを求める。例えば、「原則として」「必要に応じ」等の意味合いを説明することが必要。  (同旨ご意見あり)	本新環境ガイドライン案は、本行が関与する融資等の種類、個別プロジェクトの性格、本行が関与するタイミング等に関して様々な相違のあるプロジェクト全てを対象としております。透明性を確保するために出来るだけ明確に記述することが望ましいと考えておりますが、全てのプロジェクトを網羅することは困難であり、また複雑すぎる内容となる恐れもあり、環境ガイドラインに盛りこむよりは、ケースバイケースで対応することが適当な側面もあると考えています。他方、プロジェクト毎に整合性がない対応を本行がとることは望ましくないため、例えばFAQのような形で本行の考え方を示すことが有効ではないかと考えています。FAQは本行の知見を蓄積・活用するものであり、運用開始後の経験も順次蓄積していくものと考えております。

8	<p>外部委員会についての設置に関して単に外部専門家の意見を求めるとしている。委員会の設立はないのか。</p> <p>「専門家からなる委員会を設置しその意見を求める」とあるが、ここで専門家より提出される意見書についても、公開対象とすべき。JBIC に呼ばれた「専門家」が必ずしも適切な意見書を出すとは限らず、市民やステークホルダーが確認/モニタリングするためにも同レポートの公開は欠かせない</p>	<p>環境上大きな影響が有り、様々な意見が出される可能性のあるプロジェクトの場合には、プロジェクトの当事者でない第三者による外部委員会を設置することはひとつの考え方であります。その場合重要なことは、まず、現地でステークホルダーのイニシアティブのもと、この委員会が組織され運営されることであると考えます。そのうえで、本行は、問題に対処する組織が透明でアカウンタブルであり、様々なステークホルダーが対話を進める意思決定プロセスとなっているか等について確認してゆくべきであると考えております。またその際、本行が専門家を活用してその確認を行なうこともあります。</p> <p>従って、新環境ガイドライン案では、第2部 1. の対象プロジェクトに求められる環境配慮の中で、プロジェクト実施主体者が問題解決のため「必要に応じて委員会を設置すべきである」としています。また、本行は必要に応じて外部専門家の意見を求めることとしています。尚、本行は、新環境ガイドライン案「5. 本行の環境配慮確認にかかる情報公開」にあるように、環境レビュー結果を公開するところ、要求に応じて当該プロジェクトにおいて活用した専門家の意見も公開することになります。</p>
---	---	---